

論壇



金子 熊夫

原爆投下五十周年の今年、核問題をめぐる重要な動きが内外でいろいろ予定されているが、当面最も注目されるのは、十七日からニューヨークの国連本部で開かれる核不拡散条約(NPT)の延長会議の帰結である。現在のところ、米英仏などの

無期限延長はこの不平等性の恒久化につながる恐れがあるからだ。

から核兵器の禁止、全廃への道筋は、いまだに全くついていない。一九六〇年代の国際政治状況下で複雑な妥協とバランスのうえに、かくして成立したNPT体制には、冷戦後の今日、様々な欠陥が目立つ。とくに開発途上国の立場からすれば、義務受諾と引き換えに与えられたはずの一連の権利が、概して画餅

「T発効四年後(七四年)にインドが実施した核実験が契機となり、本来平和目的の原子力活動からも核爆弾の原料であるプルトニウムの製造が可能であるなどの理由で、原子力技術協力や機器輸出に厳しい歯止めがかけられるようになったからだ。これらの歯止めは現在、一部供給国の「事前同意権」を明記した二国

国と日本だけは、七〇年代後半から十年余にわたる米国などとの激しい外交交渉の末、現在では平和利用の分野に限り、使用済み核燃料の再処理やプルトニウム利用を含む広範な活動を認められている。

その具体策の一つとして、かねてから、アジア諸国を対象とした原子力地域協力機構「アジアトム」構想などが提唱されている。この構想は域内各国相互の核査察導入をひとつの柱としているが、将来は「東アジア非核地帯条約」構想に広げていくべきであろう。この条約は、加盟国が原子力の平和利用を進める一方、核兵器は持たず、核保有国からの持ち込みも禁止するものだ。このようなNPTを超えた新しい地域安全保障制度の構築のために、創造的なイニシアチフを発揮することこそ、日本独自の外交課題である。

日本独自の非核化外交を推進せよ

五大核兵器保有国やその同盟国を中心とする「無期限延長」派と、非同盟諸国を主体とする「一定期間延長」派が依然鋭く対立し、勝敗は予断を許さない状況である。

世界の大多数の国が核兵器の開発や保持を禁止され、国際原子力機関(IAEA)による厳格な査察を義務づけられているのに、五大核兵器国のみは、このような義務を一切負わない。そのうえ彼らは過去二十五年の間、条約で明記された核軍縮努力義務(六条)を十分には履行しておらず、その結果、核実験全面停止

(がへい)に終わっているという不満が募る。たゞせば、「平和目的の核爆発」の便益を受ける権利(五条)が、その後の技術的検証の結果、死文化したのは仕方がないとしても、いずれの締約国も原子力平和利用に関する技術協力に参加する「奪い得ない権利」を持つとした四

国原子力協定や原子力供給国グループによる輸出自主規制などの形で、網の目のように張りめぐらされている。NPTに加盟し、IAEA査察を忠実に受け入れさえすれば、自由に原子力平和利用の恩恵にあずかると思った途上国は、完全に期待を裏切られたわけである。

こうした中で、ドイツなど西欧諸国と日本だけは、七〇年代後半から十年余にわたる米国などとの激しい外交交渉の末、現在では平和利用の分野に限り、使用済み核燃料の再処理やプルトニウム利用を含む広範な活動を認められている。

その具体策の一つとして、かねてから、アジア諸国を対象とした原子力地域協力機構「アジアトム」構想などが提唱されている。この構想は域内各国相互の核査察導入をひとつの柱としているが、将来は「東アジア非核地帯条約」構想に広げていくべきであろう。この条約は、加盟国が原子力の平和利用を進める一方、核兵器は持たず、核保有国からの持ち込みも禁止するものだ。このようなNPTを超えた新しい地域安全保障制度の構築のために、創造的なイニシアチフを発揮することこそ、日本独自の外交課題である。

長期の延長は必要だが無期限の延長には反対、という主張がこれほど根強いのは、いうまでもなく、同条約がまればみる不平等条約であり、

その結果、核実験全面停止

「奪い得ない権利」を持つとした四

裏切られたわけである。

こうした中で、ドイツなど西欧諸

課長(投稿)